

○環境省告示第百十一号

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の規定に基づき、石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般抛出金率（平成十八年環境省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十九日

環境大臣 石原 伸晃

本文中「平成十九年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、「千分の〇・〇五」を「千分の〇・〇二」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。